

第 136 期 中間決算公告

平成 22 年 11 月 29 日

静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 山田訓史

中間貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	19,764	預 金	1,236,816
コ ー ル ロ ー ン	30,000	譲 渡 性 預 金	21,450
商 品 有 価 証 券	50	借 用 金	202
金 銭 の 信 託	2,305	外 国 為 替	10
有 価 証 券	308,863	社 債	8,000
貸 出 金	964,215	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
外 国 為 替	487	そ の 他 負 債	4,287
そ の 他 資 産	4,783	未 払 法 人 税 等	51
有 形 固 定 資 産	20,613	リ ー ス 債 務	1,161
無 形 固 定 資 産	811	資 産 除 去 債 務	19
繰 延 税 金 資 産	5,983	そ の 他 の 負 債	3,055
支 払 承 諾 見 返	4,031	賞 与 引 当 金	505
貸 倒 引 当 金	12,281	退 職 給 付 引 当 金	3,096
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14
		支 払 承 諾	4,031
		負債の部合計	1,284,413
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,670
		資 本 剰 余 金	5,267
		資 本 準 備 金	5,267
		利 益 剰 余 金	49,808
		利 益 準 備 金	8,670
		そ の 他 利 益 剰 余 金	41,138
		別 途 積 立 金	38,132
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,006
		自 己 株 式	278
		株 主 資 本 合 計	63,468
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,751
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,746
		純資産の部合計	65,215
資産の部合計	1,349,628	負債及び純資産の部合計	1,349,628

中間損益計算書

平成 22 年 4 月 1 日から

平成 22 年 9 月 30 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		12,840
資金運用収益	9,968	
(うち貸出金利息)	(8,753)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,163)	
役務取引等収益	1,575	
その他業務収益	1,217	
その他経常収益	78	
経常費用		10,545
資金調達費用	958	
(うち預金利息)	(829)	
役務取引等費用	412	
その他業務費用	0	
営業経費	8,595	
その他経常費用	578	
経常利益		2,294
特別利益		0
特別損失		10
税引前中間純利益		2,283
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等調整額		188
法人税等合計		176
中間純利益		2,459

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。なお、当中間期末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、引当計上していません。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6 . 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 . リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8 . ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 . 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益に与える影響は軽微であります。

なお、税引前中間純利益は5百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 133百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,819百万円、延滞債権額は20,903百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は681百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,479百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,883百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,141百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 12,718百万円

現金 104百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,170百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券52,825百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は613百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、236,132百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が234,932百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高121,883百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,515百万円

10. 社債8,000百万円は劣後特約付社債であります。

11. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,570百万円であります。

13. 1株当りの純資産額 6,833円56銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）11.00%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額255百万円及び株式等償却300百万円を含んでおりません。

2. 1株当たり中間純利益金額 257円76銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 229円39銭

4. 継続的な時価の下落により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	1百万円
合計				1百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	14,000	12,279	1,720
	小計	14,000	12,279	1,720
合計		14,000	12,279	1,720

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	133
関連法人等株式	-
合計	133

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,185	1,758	426
	債券	276,889	272,408	4,480
	国債	187,508	184,980	2,528
	地方債	12,178	11,877	300
	社債	77,202	75,550	1,652
	その他	4,799	4,653	145
	小計	283,874	278,821	5,052
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,812	10,946	2,133
	債券	533	548	14
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	533	548	14
	その他	-	-	-
	小計	9,346	11,494	2,148
合計		293,220	290,316	2,904

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	961
その他	547
合計	1,508

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,591百万円増加、「繰延税金資産」は632百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は959百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者機関が算定した理論価格を行内で検証の上、使用しております。当該理論価格は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式299百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	2,305	2,305	-	-	-

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,549	百万円
退職給付引当金損金不算入額	2,044	
繰越欠損金	1,728	
有価証券償却損金不算入額	764	
ソフトウェア等償却超過額	315	
土地評価損損金不算入額	210	
賞与引当金損金不算入額	200	
減価償却償却超過額	181	
役員退職慰労未払金	99	
繰延消費税損金算入限度超過額	56	
その他	208	
繰延税金資産小計	9,359	
評価性引当額	1,873	
繰延税金資産合計	7,486	

繰延税金負債

退職給付信託設定差益	337	
その他有価証券評価差額金	1,153	
その他	11	
繰延税金負債合計	1,502	
繰延税金資産の純額	5,983	百万円

第 136 期 中間決算公告

平成 22 年 11 月 29 日

静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 山田訓史

中間連結貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	20,237	預 金	1,232,709
コ ー ル ロ ー ン	30,000	譲 渡 性 預 金	21,450
商 品 有 価 証 券	50	借 用 金	5,329
金 銭 の 信 託	2,305	外 国 為 替	10
有 価 証 券	308,841	社 債	8,000
貸 出 金	958,472	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
外 国 為 替	487	そ の 他 負 債	7,007
リース債権及びリース投資資産	8,846	賞 与 引 当 金	553
そ の 他 資 産	7,454	退 職 給 付 引 当 金	3,173
有 形 固 定 資 産	22,218	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	75
無 形 固 定 資 産	972	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14
繰 延 税 金 資 産	6,658	支 払 承 諾	4,031
支 払 承 諾 見 返	4,031	負債の部合計	1,288,353
貸 倒 引 当 金	13,788	(純資産の部)	
		資 本 金	8,670
		資 本 剰 余 金	5,272
		利 益 剰 余 金	50,413
		自 己 株 式	278
		株主資本合計	64,078
		その他有価証券評価差額金	1,755
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		評価・換算差額等合計	1,750
		少 数 株 主 持 分	2,605
		純資産の部合計	68,433
資産の部合計	1,356,787	負債及び純資産の部合計	1,356,787

中間連結損益計算書

平成 22 年 4 月 1 日から
平成 22 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	15,622
資金運用収益	9,968
(うち貸出金利息)	(8,753)
(うち有価証券利息配当金)	(1,163)
役務取引等収益	4,363
その他業務収益	1,216
その他経常収益	74
経常費用	13,304
資金調達費用	989
(うち預金利息)	(828)
役務取引等費用	2,787
その他業務費用	0
営業経費	8,772
その他経常費用	754
経常利益	2,318
特別利益	1
特別損失	14
税金等調整前中間純利益	2,306
法人税、住民税及び事業税	22
法人税等調整額	228
法人税等合計	206
少数株主損益調整前中間純利益	2,512
少数株主利益	49
中間純利益	2,462

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社
会社名 清水ビジネスサービス株式会社
清水銀キャリアップ株式会社
清水総合メンテナンス株式会社
清水総合リース株式会社
清水信用保証株式会社
清水総合コンピュータサービス株式会社
清水カードサービス株式会社
株式会社清水地域経済研究センター

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

持分法適用の関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 8社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
該当ありません。

当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等
該当ありません。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5 ～ 50年
その他	3 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、引当計上しておりません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等8社については、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取

引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益に与える影響は軽微であります。

なお、税金等調整前中間純利益は5百万円減少しております。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

追加情報

（中間連結損益計算書関係）

従来、リース業においてリース物件に係る売却収入については、金額的に重要性が乏しいことから純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間から金額的重要性が増したことにより総額表示することにしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して役務取引等収益及び役務取引等費用が共に212百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,028百万円、延滞債権額は21,121百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は681百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,479百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,310百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,141百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,718百万円
リース債権及びリース投資資産	7,796百万円
現金	104百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,170百万円
借入金	5,329百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券52,825百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は615百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、242,556百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が241,356百万円あります。上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高121,883百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全

上の措置等を講じております。

- 8．有形固定資産の減価償却累計額 15,911百万円
- 9．社債8,000百万円は劣後特約付社債であります。
- 10．新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。
- 11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,570百万円であります。
- 12．1株当たりの純資産額 6,897円86銭
- 13．銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 11.40%

（中間連結損益計算書関係）

- 1．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額402百万円及び株式等償却300百万円を含んでおります。
- 2．1株当たり中間純利益金額 258円4銭
- 3．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 229円64銭
- 4．継続的な時価の下落により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	1百万円
合計				1百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	20,237	20,237	-
(2)コールローン	30,000	30,000	-
(3)有価証券	307,294	305,574	1,720
満期保有目的の債券	14,000	12,279	1,720
其他有価証券	293,294	293,294	-
(4)貸出金	958,472		
貸倒引当金(*1)	13,186		
	945,285	950,157	4,871
資産計	1,302,817	1,305,969	3,151
(1)預金	1,232,709	1,233,440	730
(2)社債	8,000	8,208	208
(3)新株予約権付社債	5,999	5,849	149
負債計	1,246,708	1,247,498	789
デリバティブ取引(*2)	78	78	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	6	6	-
ヘッジ会計が適用されているもの	72	72	-
デリバティブ取引計	78	78	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準じた方法で時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,591百万円増加、「繰延税金資産」は632百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は959百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者機関が算定した理論価格を行内で検証の上、使用しております。当該理論価格は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラ

ティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなど、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格(第三者機関が公表する債券標準価格)によっております。

(3) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(先物為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	999
組合出資金(*3)	547
その他	0
合計	1,546

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	14,000	12,279	1,720
	小計	14,000	12,279	1,720
合計		14,000	12,279	1,720

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,255	1,783	471
	債券	276,889	272,408	4,480
	国債	187,508	184,980	2,528
	地方債	12,178	11,877	300
	社債	77,202	75,550	1,652
	その他	4,799	4,653	145
	小計	283,944	278,846	5,097
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,816	10,951	2,134
	債券	533	548	14
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	533	548	14
	その他	-	-	-
小計	9,350	11,500	2,149	
合計		293,294	290,346	2,948

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式299百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	2,305	2,305	-	-	-